

B 1 - 2 0

5 年 保 存 (常) (平成33年12月31日まで)

F N . B 1 - 3 - 0
鹿 生 企 第 3 0 6 号
鹿 少 第 4 1 号
鹿 地 第 2 4 2 号
鹿 生 環 第 8 4 号
鹿 相 第 4 3 号
鹿 情 第 3 2 号
鹿 搜 一 第 7 7 号
平 成 2 8 年 5 月 1 3 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本	部	長
担当	生活安全係	TEL

自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行について (通達)

自殺対策基本法 (平成18年法律第85号。以下「法」という。) の概要及び運用上の留意事項については「自殺対策基本法の施行について (通達)」 (平成18年11月13日付け鹿生企第239号ほか。以下「旧通達」という。) に基づき運用していたところであるが、この度、自殺対策基本法の一部を改正する法律 (平成28年法律第11号) が平成28年3月30日に公布され、同年4月1日から施行された。

改正の趣旨、概要及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、適切な運用に努められたい。

なお、この通達は平成28年5月13日から施行し、旧通達は平成28年5月12日限り廃止する。

記

1 改正の趣旨

自殺対策基本法は、平成18年の施行以来、自殺対策の推進に大きな役割を果たしてきたところであるが、自殺対策の更なる推進を図るため、今回の改正では、目的規定の改正、基本理念の追加、自殺予防週間、自殺対策強化月間や都道府県自殺対策計画等に関する規定の追加等を行ったものである。

2 改正自殺対策基本法の概要

(1) 目的 (法第1条関係)

近年、我が国においては、自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 基本理念（法第2条第1項、第2項、第5項関係）

ア 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支え、かつ、促進するための環境の整備充実が幅広く、かつ、適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

イ 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

ウ 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(3) 国、地方公共団体及び国民の責務

ア 国の責務（法第3条第1項関係）

国は、基本理念にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

イ 地方公共団体の責務（法第3条第2項関係）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

ウ 国民の責務（法第5条関係）

国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(4) 自殺予防週間、自殺対策強化月間（法第7条関係）

ア 自殺予防週間（9月10日～9月16日）を設け、啓発活動を広く展開する。

イ 自殺対策強化月間（3月）を設け、自殺対策を集中的に展開する。

(5) 関係者の連携協力（法第8条関係）

国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(6) 名誉及び生活の平穏への配慮（法第9条関係）

自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分に配慮し、いやしくもこれを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(7) 都道府県自殺対策計画等（法第13条関係）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画、市町村自殺対策計画を定めるものとする。

(8) 基本的施策（法第19条関係）

国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(9) 自殺総合対策会議の設置（法第23条関係）

内閣府に、特別な機関として、次の事務を行う自殺総合対策会議を置くこととする。

ア 政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱の案を作成すること。

イ 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

ウ 上記のア、イに掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

3 運用上の留意事項

各署においては、次の点に留意の上、法の趣旨を踏まえた警察活動が行われるように配慮されたい。

(1) 自殺者の名誉や自殺者遺族の心情等に配慮した対応の徹底

警察職員が自殺者、自殺者遺族、自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者遺族及び自殺未遂者の心情等を不当に傷つけることのないよう十分に配慮すること。

(2) 自殺するおそれのある行方不明者に関する行方不明者発見活動の適切な実施

遺書、平素の言動その他の事情により自殺するおそれのある行方不明者について保護者等から行方不明者届を受理した場合は、「行方不明者発見活動に関する規則の運用上の留意事項及び各書面の様式の制定について（通達）」（平成27年5月21日付け鹿生企第217号ほか）に基づき、速やかにそれぞれの態様に応じた搜索等の発見活動を開始するとともに、本部の主管課長を経由して本職に報告するなど、必要な措置を徹底すること。

(3) インターネット上の自殺予告事案への適切な措置

「インターネット上の自殺予告に係る対処要領の制定について（通達）」（平成26年2月28日付け鹿生環第54号ほか）に基づき、インターネット上の自殺予告事案への適切な対応に努めること。

(4) 自殺に関する相談を受けた場合の適切な措置

自殺を企図している旨の相談など、自殺に関する相談を受けた場合は、事案に応じた適切な対応措置を講ずること。この場合において、必要に応じて、関係機関等と緊密に連携を図ること。

4 改正の概要

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要は別添のとおり

自殺対策基本法の一部を改正する法律 概要

目的規定の改正(第1条)

- 目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加

基本理念の追加(第2条第1項・第5項)

- 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない
- 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない

国の責務の改正(第3条第3項)	自殺予防週間・自殺対策強化月間(第7条)	関係者の連携協力(第8条)
○ 国による地方公共団体に対する必要な助言その他の援助	○ 自殺予防週間(9月10日～9月16日)を設け、啓発活動を広く展開 ○ 自殺対策強化月間(3月)を設け、自殺対策を集中的に展開	○ 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者による相互の連携・協力

都道府県自殺対策計画等(第13条)

- 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める
- 都道府県・市町村に対する交付金の交付(第14条)

- 国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付

基本的施策の拡充

〔調査研究等の推進・体制の整備〕(第15条)

- ① 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用等の推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供
- ② 国・地方公共団体による①の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備

〔人材の確保等〕(第16条)

自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるに当たって、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図る旨の規定を追加

〔心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等〕(第17条)

- ① 国民の心の健康の保持に係る施策として「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保」を規定
- ② 学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める

〔医療提供体制の整備〕(第18条)

自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、精神科医とその地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定

必要な組織の整備(第25条)

- 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備

施行期日(附則)

- 平成28年4月1日から施行